

法人市民税のよくあるお問合せ (Q&A)

(法人の設立に伴う届け出)

問1. 法人を設立したので、届け出の方法を教えてください。

(豊中市の法人税割の税率)

問2. 豊中市の法人税割の税率を教えてください。

(豊中市の均等割の金額)

問3. 豊中市の均等割の金額を教えてください。

(転入した場合、転出した場合の法人税割の按分、均等割の按分)

問4. 他市から豊中市に転入した場合、納付すべき法人税割額、均等割額を教えてください。

(赤字決算の場合の均等割の納付)

問5. 赤字決算の場合でも、均等割の納付は必要ですか。

(休業した場合の均等割の納付)

問6. 休業した場合でも、均等割の納付は必要ですか。

(修正申告・更正等による加算税 (過少申告加算税、重加算税))

問7. 修正申告・更正等の場合、法人市民税には、加算税 (過少申告加算税や重加算税) はかかりますか。

(登記と実際の事業活動の拠点が異なる場合)

問8. 豊中市には、本店所在地の登記のみで、実際の事業活動は他市で行っています。この場合、申告はどのようにすればよいですか。

(法人税で修正申告が生じたが、法人市民税額には変更がない場合の申告書の提出)

問9. 法人税で修正申告をしましたが、法人市民税額には変更がない場合にも、法人市民税の修正申告書の提出は必要ですか。

(法人が解散した場合の均等割の申告納付)

問10. 法人が解散して清算が終わるまでの期間について、均等割の申告納付は必要ですか。

(予定申告書の送付理由)


問11. 法人税の特別控除により、前事業年度の法人税が20万円以下であるのに、予定申告書が送られてきましたが、なぜですか。

(法人の設立に伴う届け出)

問1. 法人を設立したので、届け出の方法を教えてください。

○地方税ポータルシステム（エルタックス）にて電子申請してください。電子申請の際には法人住民税に係る「法人設立・設置届」を使用してください。

○郵送（提出）の場合は「法人等の設立・異動等の申告書」を使用してください。
申告書の様式は、市のホームページからもダウンロードできます。

[豊中市 法人等の設立](#) 

添付書類

- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写
- ・定款の写

申告書の控が必要な方は、申告書（提出用）、添付書類に加え、申告書（控用）と返信用封筒（切手貼付）を同封してお送りください。受付印を押印した申告書（控用）を返送します。

(豊中市の法人税割の税率)

問2. 豊中市の法人税割の税率を教えてください。

○豊中市の法人税割の税率は、下記のとおりです。（市町村によって異なります。）

平成26年9月30日以前に開始した事業年度の税率	14.7%
平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始した事業年度の税率	12.1%
令和元年10月1日以降に開始した事業年度の税率	8.4%

※すべての法人等に対し一律の税率

(豊中市の均等割の金額)

問3. 豊中市の均等割の金額を教えてください。

○豊中市の均等割の税率(金額)は、下記のとおりです。(市町村によって異なります。)
資本金等の額、従業者数は、各事業年度の末日の状況によります。

資本金等の額 ^(*1)	従業者数(豊中市内)	税率(年額) ^(*2) (円)
50億円超	50人超	3,600,000
	50人以下	492,000
10億円超～50億円以下	50人超	2,100,000
	50人以下	492,000
1億円超～10億円以下	50人超	480,000
	50人以下	192,000
1千万円超～1億円以下	50人超	180,000
	50人以下	156,000
1千万円以下	50人超	144,000
	50人以下	60,000
その他		60,000

(*1) 資本金等の額 :

資本準備金等がある法人は、それらを資本金に加算(場合により減算)して資本金等の額を算出し、均等割の税額(年額)を判断してください。

(*2) 税額(年額) :

上記の表は、年額(12か月分)なので、市内に事務所等が所在した期間が12か月に満たない場合は、所在した月数により按分します。このとき、1か月に満たない端数があるときは、切り捨てて計算します。ただし、所在した月数が1か月に満たない場合は、1か月とします。

例1) 12月末決算、資本金1,000万円、従業者25人の法人が市内に支店を5/15に開設したが9/13に閉鎖した場合

所在月数は、5/15～9/13

→ 1か月以上の端数(8/15～9/13)切り捨て

→ 3か月と計算(5/15～8/14)

→ 60,000円 × 3か月 ÷ 12か月 = 15,000円

例2) 4月末決算、資本金1,000万円、従業者25人の法人が市内に支店を5/1に開設したが5/15に閉鎖した場合

所在月数は、5/1～5/15

→ 1か月未満(5/1～5/15)切り上げ

→ 1か月と計算

→ 60,000円 × 1か月 ÷ 12か月 = 5,000円

(転入した場合、転出した場合の法人税割の按分、均等割の按分)

問4. 他市から豊中市に転入した場合、納付すべき法人税割額、均等割額を教えてください。

例) 資本金1,000万円、3月末決算、今期(R2年3月期)の法人税額10万5000円、
転出前 A市、従業者数10月末現在32人、
11月22日に 豊中市(以下「豊中」)に転入、従業者数 3月末現在32人

○事務所等がひとつの法人が、年度途中で転出・転入を行った場合の法人税割については、
転出前と転入後の市で従業者数によって按分します。

●1. 法人税割の按分に使う従業者数を算出します。

A市の従業者数 = 転入前月末の従業者数 × 転出までの月数 ÷ 今期月数
豊中の従業者数 = 事業年度末日の従業者数 × 転入から年度末までの月数 ÷ 今期月数

転入前月末の従業者数	32人	事業年度末の従業者数	32人
× 転出までの月数 (切り上げ)	× 8か月	× 転入から年度末までの 月数(切り上げ)	× 5か月
÷ 今期月数	÷ 12か月	÷ 今期月数	÷ 12か月
= 算定期間における A市の従業者数	= 21.3 人	= 算定期間における 豊中の従業者数	= 13.3 人
(端数切り上げ)・・・ア	22人	(端数切り上げ)・・・イ	14人

今期の全従業者数は、22人(ア) + 14人(イ) = 36人(ア+イ)

●2. 課税標準税額を、1. で算出した従業者数で按分して、市ごとの税率を掛け、
転出前の市(A市)と転入後の市(豊中)へ納付すべき法人税割額を算出します。

A市へ納付すべき法人税割額

⇒ 10万円(千円未満切捨て) ÷ 36人 × 22人 = 61,000円(千円未満切捨て)

⇒ 61,000円 × A市の法人税割税率 で算出した額(百円未満切捨て)

豊中へ納付すべき法人税割額

⇒ 10万円(千円未満切捨て) ÷ 36人 × 14人 = 38,000円(千円未満切捨て)

⇒ 38,000円 × 12.1% = 4,500円(百円未満切捨て)

○事務所等がひとつの法人が、年度途中かつ月途中で転出・転入を行った場合の均等割に
ついては、転出前と転入後の市の両方でその月分の納付は不要です。(11か月分納付)

●A市へ納付すべき均等割額(事業年度末日:資本金1,000万円、従業者数0人)

⇒ A市の均等割税率(年額) × 7月 ÷ 12月 で算出した額(百円未満切捨て)

●豊中へ納付すべき均等割額(事業年度末日:資本金1,000万円、従業者数32人)

⇒ 6万円(年額) × 4月 ÷ 12月 = 2万円

(赤字決算の場合の均等割の納付)

問5. 赤字決算の場合でも、均等割の納付は必要ですか。

○赤字決算の場合でも、均等割の納付は必要です。

赤字でも営業されていれば、均等割を申告して納付してください。

(休業した場合の均等割の納付)

問6. 休業した場合でも、均等割の納付は必要ですか。

○休業した場合は、休業した日から均等割の納付は不要です。休業届を提出してください。

休業するまでの間の分は、均等割を申告して納付してください。

(修正申告・更正等の場合の加算税 (過少申告加算税、重加算税))

問7. 修正申告・更正等の場合、法人市民税には、加算税 (過少申告加算税や重加算税) はかかりますか。

○修正申告や更正等の場合、法人市民税には、加算税 (過少申告加算税や重加算税) はかかりません。ただし、法人市民税には延滞金がかかります。

(登記と実際の事業活動の拠点が異なる場合)

問 8. 豊中市には、本店所在地の登記のみで、実際の事業活動は他市 (B 市) で行っています。この場合、申告はどのようにすればよいですか。

○法務局で設立の登記を行った後、豊中市には、「法人等の設立・異動等の申告書」を提出してください。その際、備考欄に、登記のみの本店であること、実際の事業活動をしている他市 (B 市) の住所・連絡先を記入してください。

法人市民税は、事務所等が所在する市町村すべてに申告納付する必要があります。豊中市に登記のみの本店しかない場合は、豊中市への申告納付は不要です。

(法人税で修正申告が生じたが、法人市民税額には変更がない場合の申告書の提出)

問 9. 法人税で修正申告をしましたが、法人市民税額には変更がない場合にも、法人市民税の修正申告書の提出は必要ですか。

○法人税で修正申告があり、法人市民税額には変更がない場合にも、法人市民税の修正申告書の提出は必要です。

(法人が解散した場合の均等割の申告納付)

問 10. 法人が解散して清算が終わるまでの期間について、均等割の申告納付は必要ですか。

○法人が解散しても、法人は直ちに消滅せず、清算手続きを経て消滅します。事務所等で従業者が清算事務を行う場合には均等割の申告納付が必要です。

解散日の翌日から 2 か月以内に「清算予納申告書」の提出を、さらに残余財産の確定日の翌日から 1 か月以内に「清算確定申告書」を提出してください。

	平成 22 年 9 月 30 日以前に 解散した法人	平成 22 年 10 月 1 日以降に 解散した法人
清算予納申告書	第 21 号様式	第 20 号様式
清算確定申告書	第 22 号様式	第 20 号様式

(予定申告書の送付理由)

問 1 1. 法人税の特別控除により、前事業年度の法人税が 20 万円以下であるのに、予定申告書
が送られてきました。なぜですか。

○法人税（国税）の特別控除などの内容については、市では把握できないものがあるため
です。

前事業年度の法人税（国税）の確定申告において、特別控除前の法人税（法人市民税の
確定申告書①欄）が 20 万円を超えている場合、予定申告書をお送りしています。

特別控除の結果、法人税（国税）において中間申告が不要であれば、法人市民税におい
ても予定申告（中間申告）の必要はありません。